## 改正後の具体的施策

## 改正条例に規定している市の施策

# の促進施策協働による課題解決

- ①地域拠点機能の強化
- ②人材育成
- ③団体育成
- 4課題、資源に関する情報共有
- ⑤支援情報の提供
- ⑥交流の場の提供
- ⑦市民協働モデル事業指定と 支援措置
- ⑧優れた取組の表彰

## 協働推進体制等

- ①コーディネート機関の設置
- ②協働によるあらゆる施策の見直し
- ③市への提案制度
- ④推進本部と設置と関係課への 協働推進員の配置
- ⑤多様な主体の議論の場として フォーラムの開催
- ⑥協働推進計画の策定と検証
- ⑦協働推進委員会(審議会)の設置

### 条例に基づく具体的な施策

- ①公民館等、地域を支える職員の研修等の開催
- ② 大学、学校等と連携した人材育成
- ③ NPO法人基盤強化事業 区づくり推進事業地域活動部門の活用促進
- ④ つながる協働ひろばを活用した情報発信 課題解決ワークショップの開催
- ⑤ つながる協働ひろば「助成金なび」の拡充
- ⑥ 多様な主体の出会いの場の提供 課題解決ワークショップの開催
- ⑦現行市民協働推進モデル事業 現行特定公益事業指定と土地・建物の無償提供等の支援措置
- ⑧ 表彰
- ①ESD·市民協働推進センター
- ②協働推進員を配置し、各課の施策の点検を実施する。
- ③各課に協働での課題解決の取り組みを提案できることとする。
- ④現行の「協働推進会議」と同ワーキングチームの拡充 協働推進員:各課の施策を「協働」の視点で見なおすこと 各課の抱えている解決すべき社会課題に関する 情報を提供すること。

市に対して提案された協働事業について検討し、 必要な場合は実行する。

- ⑤市民協働フォーラムの開催
- ⑥推進計画の策定と検証
- ⑦推進委員会の設置

